

入札心得

(入札等)

- 第1条 入札参加者は、この心得、図面及び仕様書、(以下「設計図書等」という。)並びに公告を熟読のうえ、入札して下さい。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、7月31日(金)から8月6日(木)までの期間に電子メールにて関係職員の説明を求めることができます。8月7日(金)から8月17日(月)の期間にホームページ上にて回答します。
- 2 入札書は、入札日、入札件名及び入札金額等所要の事項を明記し、記名押印し、入札箱に投函して下さい。
- 3 入札の郵送は認めません。
- 4 入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札書を指定した場所及び時間までに提出しなかった場合は、棄権したものとみなします。
- 6 入札の執行を故意に妨害した入札参加者には、退場を命ずることがあります。
- 7 入札参加者は、代理人の記名押印により入札する時は、その委任状を提出して下さい。
- 8 前項の代理人は、同一の入札において2人以上の入札参加者の代理人となることはできません。
- 9 入札参加者は、同一の入札において、他の入札参加者の代理人となることはできません。
- 10 入札参加者以外の入札室への立ち入りは禁止します。

(入札の辞退)

- 第2条 入札参加者は、入札執行が完了するまでの間は、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとします。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参して行います。
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を入札執行する担当者に直接提出して行います。
- 3 入札参加者は、いったん提出した入札辞退届等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてください。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示

してはいけません。

（入札の中止等）

第4条 入札参加者が、独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は、関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれのあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがあります。

（無効の入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
 - (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
 - (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札または2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
 - (5) 必要な記載事項を確認できない入札
 - (6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があったと認められる入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (8) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札
- （開 札）

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立合いのうえ行います。

（再度入札等）

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。ただし、再度の入札は、1回までとします。

- 2 第5条の規定により初回の入札が無効とされた者及び初回の入札で失格となった者は、特別な事情があると認められる場合を除き、再度の入札に参加することはできません。

（落札者の決定）

第8条 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

（契約の締結）

第9条 落札者は、くろべ福祉会が独立行政法人福祉医療機構から融資を受けるにあたり「貸付内定通知書」を受理した後、すみやかに契約を締結してください。

- 2 落札者が、前項の「貸付内定通知書」を受理した日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

（異議の申立て）

第10条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。